

「災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定」の
実効性担保に資する団体主催の防災訓練に対する
費用負担等に関する要綱

令和3年3月25日
2水総総第1258号

(目的)

第1条

この要綱は、「災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定」(以下「災害時協定」という。)に基づき、団体が行う防災訓練が、災害時協定の実効性の担保に資すると認められる場合において、その費用の一部を東京都(東京都水道局。以下「都」という。)が負担する際の事項等を定めるものである。

(用語)

第2条

この要綱において「団体」とは、都と災害時協定を締結している団体をいう。

(事前協議)

第3条

団体は、団体主催の防災訓練を実施する場合、様式1-1から様式1-5までにより訓練実施予定日の2週間前までに訓練内容を都に協議し、都は様式2により支払金額の予定を団体に通知するものとする。

(費用の負担)

第4条

団体主催の防災訓練において、応急復旧技術の維持・向上等につながる取組が実施される場合、都は、防災訓練に要する費用の一部を負担する。

2 前項の規定により都が負担する費用及びその額は、次の表のとおりとする。

区分	費用	額
応急復旧訓練を実施する場合	実施に必要な会場準備費用(会場使用料、会場設営費等)	当該費用に2分の1を乗じて得た額以内(30万円を限度とする。)
事業者の班編成に係る連絡調整・差配訓練を	調整業務に要する費用	参加事業者※1者当たり1万円(30万円を限度とす

実施する場合		る。)
上記区分以外の訓練を実施する場合	都と団体が協議して定めるものとする。	同左。ただし、30万円を限度とする。

※ 参加事業者として対象とするのは、団体の加盟事業者とする。

- 3 前項の各区分で算出された金額に1円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。
- 4 前項に規定する費用を都が負担する場合は、1団体につき、1年度当たりの合計負担額の上限を100万円とする。

(事情変更による決定取消等)

第5条

都は、防災訓練費用の支払額予定を決定した日以降、当該支払額が確定するまでの間に天災地変その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該訓練費用の支払額予定の決定を取り消し又はその決定の内容を変更することがある。

(事故報告)

第6条

防災訓練費用の支払額予定の通知を受けた団体は、防災訓練の実施が困難となつた場合は、すみやかに都に報告し、その指示に従わなければならない

(連携強化)

第7条

災害時協定の実効性の担保に資する団体主催の防災訓練には、第4条に定める費用負担のほか、都も積極的に訓練に参加するなど、団体との連携強化を図る。

(事後報告及び支払)

第8条

団体は、第4条第1項に掲げる団体主催の防災訓練を実施した場合、訓練終了後指定する期限までに、様式3-1から様式3-5までによる訓練実施報告書を第4条に規定する費用を証明する書類（領収書等）を添付して都に提出し、都は様式4により支払金額の決定を団体に通知するものとする。

- 2 団体は、前項による通知を受けた後指定する期限までに、様式5による請求書を都に提出すること。
- 3 都は、前2項に定める訓練実施報告書と請求書の内容を確認し、妥当と判断した

場合は、費用を団体に支払うものとする。

(決定の取消)

第9条

都は、団体が偽りその他不正の手段により防災訓練費用の支払決定を受けた場合は、当該支払いの決定を取り消し、団体に通知するものとする。

(支払金の返還)

第10条

都は、前条の規定により防災訓練費用の支払決定を取り消した場合において、すでに費用が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第11条

都は、前条の規定により、支払金の返還を命じた団体に対し、その命令に係る支払金受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該支払金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第19条にて規定する加算金の計算の例により計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）の納付を求めるものとする。

- 2 都は、支払金の返還を命じた団体に対し、これを納期限までに返還しなかったときは、納期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その、未返還額につき「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第19条にて規定する延滞金の計算の例により計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）の納付を求めるものとする。
- 3 前2項の場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。